(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　七号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
能代市浅内字浅内堤下一九〇番一から同市二ツ井町切石字厩ケ台二五一番まで	前	A 一二・〇〇～一五四・六〇メートル	二三・二八三キロメートル	上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 二三・八〇～三二五・六〇	一七・三五〇	
		C 一一・二〇～一二八・九〇	一・九四〇	
	後	A 一二・〇〇～一五四・六〇	二三・二八三	
		B 二三・八〇～三二五・六〇	一七・三五〇	
		C 一一・二〇～一三七・八〇	一・九四〇	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百四十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月八日　関東地方整備局長　橋本　雅道

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四百六十八号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
久喜市下早見字内谷一六八五番五から同市北青柳字深町九六三番一まで	前	一〇六・九七～三三三・四六メートル	〇・六〇〇キロメートル
	後	一〇六・九七～三〇〇・二七	〇・六〇〇

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

○関東地方整備局告示第二百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により一般国道の改築工事を本整備局長において次のとおり開始するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第一項の規定により告示する。

令和七年十二月八日　関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	工事区間	工事の種類	工事開始の期日
百二十一号	日光市西川から同市川治温泉滝まで	改築	令和七年十二月八日

○中部地方整備局告示第百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十二月八日　中部地方整備局長　森本　輝

一　施行者の名称　愛知県
二　都市計画事業の種類及び名称　尾張都市計画道路事業三・三・二号北尾張中央道
三　事業施行期間　自令和七年十二月八日至令和十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　愛知県一宮市松降通八丁目並びに常願通四丁目、五丁目、六丁目及び七丁目並びに枠杁町四丁目並びに貴船町四丁目並びに寺島町二丁目並びに観音町地内
使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十二月八日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

一　施行者の名称　熊本県
二　都市計画事業の種類及び名称　令和五年九州地方整備局告示第四十一号荒尾都市計画道路事業三・四・十二号万田下井手線
三　事業施行期間　自令和五年三月八日至令和十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　令和五年九州地方整備局告示第四十一号の事業地のうち熊本県荒尾市原万田字妙見、字袴嶽、字水ノ手、字辻及び字星ケ谷地内において事業地を変更する。
使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十二月八日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

一　施行者の名称　福岡県
二　都市計画事業の種類及び名称　令和二年九州地方整備局告示第十八号筑後中央広域都市計画道路事業三・三・二十三―十号堤上野線
三　事業施行期間　自令和二年二月二十八日至令和十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○北海道開発局告示第九十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月八日　北海道開発局長　遠藤　達哉

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十五号及び二百三十七号	北海道沙流郡日高町富川東二丁目九三三番一から同町富川東二丁目九三九番一まで	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

供用開始の期日　令和七年十二月八日

○北海道開発局告示第九十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月八日　北海道開発局長　遠藤　達哉

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十四号	北海道斜里郡小清水町字神浦二二五番一から網走市字栄三一二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局網走開発建設部

供用開始の期日　令和七年十二月八日

○北海道開発局告示第九十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月八日　北海道開発局長　遠藤　達哉

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十五号及び二百三十七号	北海道沙流郡日高町富川東二丁目九三三番一から同町富川東二丁目九三九番一まで	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

供用開始の期日　令和七年十二月八日